

一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、訪問看護事業に関する研修や情報交換、調査研究、関連団体との連携強化などを行うことにより、訪問看護事業の健全な発展を図り、府民の保健福祉医療の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 従事者の教育および学術振興による従事者の質の向上に関する事業
- (2) 事業継続のための運営基盤整備および適正運営強化に関する事業
- (3) 人材確保に関する事業
- (4) 行政、関連団体、地域関連機関との連携強化に関する事業
- (5) 地域共生社会および地域包括ケアの深化・推進に関する事業
- (6) その他本会の目的達成をするために必要な事業

第3章 会員

(会員の資格)

第5条 この法人の会員は次の2種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した大阪府内の指定訪問看護事業所（サテライトを含む）及びみなしの医療機関
 - (2) 賛助会員 この法人の目的事業を賛助するため入会した関係団体、一般団体及び個人
- 2 前項の正会員及び賛助会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第18条第3項に定める総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な理由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員及び賛助会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(種類)

第12条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(構成)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

(権限)

第14条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額又はその規程
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (9) 理事会において総会に附議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、法令及びこの定款に定める事項

(開催)

第15条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

- 2 総会における議決権は、会員1名につき、1個とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(書面表決等)

第19条 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって又は電磁的方法により議決し、又は会員である代理人によって議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は社員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議で選出された議事録署名人2名が記名押印する。

(総会運営規則)

第22条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第5章 役員等

(役員)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上30以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、6名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般法人法91条第1項第1号の代表理事とし、副会長をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務および権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、職務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

- 4 会長及び副会長は、毎事業年度ごとに4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了の時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 常勤の理事について報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価をいう)を支給するものとする。

- 2 常勤理事の報酬等限度額は社員総会において決定し、理事会において具合的支給額を決定する。
- 3 前項に関わらず、役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の一部免除又は限定)

第30条 この法人は、役員等の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第31条 この法人に、次の顧問を置き、本会の運営や訪問看護に関する助言を受ける。

- (1) 大阪府医師会会長
- (2) 学識経験者
- 2 学識経験者の顧問は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 学識経験者の任期は、役員の任期に準じる。
- 4 顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行なう。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。但し、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により 各理事が招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。但し、会長に事故あるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

(決議及び報告の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

- 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 3 前項の規定は、第25条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が、記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第39条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 委員会

(委員会)

第40条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務専任担当者を置く。
- 3 事務専任担当者は、理事会の決議を経て、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第9章 ブロック組織

(設置等)

第42条 この法人は第3条に規定する目的を達成するため、ブロックを設置する。

- 2 ブロックの運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、総会に報告する。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第48条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第12章 公告の方法

(公告方法)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 附則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第51条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の設立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第52条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事 伊藤ヒロコ
設立時理事 茂松茂人
設立時理事 榮木教子
設立時理事 森俊文
設立時理事 中尾正俊
設立時理事 武本優次
設立時理事 雨師みよ子
設立時理事 岡本まつ江
設立時理事 立石容子
設立時理事 長濱あかし
設立時理事 横手喜美恵
設立時理事 高澤洋子
設立時理事 矢田みゆき
設立時理事 中山マキ子
設立時理事 井坂徳子
設立時代表理事 伊藤ヒロコ
設立時監事 北村俊雄
設立時監事 増田えみ

(設立時社員の氏名又は事業所名及び住所)

第53条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 大阪府大阪市天王寺区上本町二丁目1番22号

設立時社員 一般社団法人大阪府医師会

住所 大阪府大阪市常城東区鳴野西二丁目5番25号

設立時社員 公益社団法人大阪府看護協会

(法令の準拠)

第54条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会の設立のため、設立時社員が次に記名押印する。

平成26年2月24日

設立時社員 一般社団法人大阪府医師会

代表理事 伯井俊明

設立時社員 公益社団法人大阪府看護協会

代表理事 伊藤ヒロコ

平成30年6月30日 第5条及び第23条を変更

令和2年6月27日 第23条第2項を変更

令和4年6月30日 第29条を変更

令和5年6月24日 第3条及び第4条を変更